

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事業の概要等

若年被害女性等支援事業は、平成30年度から国が「様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている」として「公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う仕組みを構築する」ことを目的として、実施主体を都道府県等としてそのモデル事業を開始し、令和3年度から国が、当該事業の本格実施を開始し、これに併せて都が実施主体となり実施しているものである。

そして、法第245条の4第1項の規定に基づく国による技術的な助言である「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和3年4月28日付子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。)によれば、実施主体は当該事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等(以下「社会福祉法人等」という。)に委託等することができるものとしている。都は、令和4年度の東京都若年被害女性等支援事業(以下「本件事業」という。)の実施に当たり、国通知に準じて本件事業に係る実施要綱として東京都若年被害女性等支援事業実施要綱(令和4年4月6日付福保子育第57号。以下「本件実施要綱」という。)を定めて、社会福祉法人等に事業の一部を委託し実施したものである。

(2) 本件事業に係る経緯等

ア 都は、本件事業を効果的に実施するためには、既に若年被害女性等を支援する複数の民間団体がその特徴を生かした活動をしている中において、それらの団体のノウハウを正当に評価する必要があるとして、令和3年3月、都の定めたる令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託企画提案募集要領に基づき本件事業の一部を委託する団体を募集した。この募集に当たり、都は、下記イの国の基準額を踏まえ、26,000千円を提示額として公表した。

イ 都は、令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会設置要領に基づき開催された同選定委員会において評価の高い法人A、法人B、法人C及び法人Dの4つの団体(以下「本件各団体」という。)を選定することとし、令和3年4月1日、都は、本件各団体とそれぞれ契約金額を26,000千円

として、本件事業に係る委託契約を締結した(2福保子育第3528号。以下、これらの委託契約を「令和3年度本件各契約」という。)。令和3年度本件各契約では、その委託料は年1回概算払により支払い、26,000千円を上限として事業実績に忠じて支出(精算)するものとし、令和3年度本件各契約の内容を変更する場合を除き委託料を超過した場合は受託者がその額を負担することとされた。

なお、国は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」(平成19年12月3日制定 厚生労働事務次官通知)3(2)エにより、若年被害女性等支援事業に充てられる国庫補助金は、1か所当たり年額26,744,000円を基準額として、その5割とし、対象経費は、当該事業に必要な「報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金」であった。

ウ 都は、令和3年度本件各契約の履行状況及び適格性について、東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会設置要領(令和4年1月19日付3福保子育第2726号)に基づき設置された東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会(以下「本件評価委員会」という。)において、同年2月、これらを適格であると評価した。

その後、令和3年度本件各契約に基づき本件各団体から、それぞれ同年3月31日付け委託完了届及び精算書の提出を受け、東京都契約事務規則第51条に基づき検査調査を作成し履行完了を確認したとして、同年5月10日、既交付額を26,000,000円、精算額を26,000,000円、差引額を0円と決定した(4福保子育第419号)。

エ 令和4年4月1日、都は、令和4年度も引き続き本件各団体を本件事業に係る委託契約の受託者として、それぞれ契約金額を45,578千円として、本件事業に係る委託契約を締結した(3福保子育第3648号。法人Aを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約1」といい、法人Bを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約2」といい、法人Cを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約3」といい、法人Dを受託者とする本件事業に係る委託契約を「本件契約4」といい、本件契約1ないし本件契約4を併せて「本件各契約」という。)

本件各契約では、本件各契約の委託料(以下「本件各委託料」という。)は、

45, 578千円を上限として事業実績に応じて支出するものとし、その支払方法は、年1回概算払により支払うこととされた。

なお、国は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」（平成19年12月3日制定 厚生労働事務次官通知）3（2）エにより、若年被害女性等支援事業に充てられる国庫補助金は、1か所当たり年額45, 634千円を基準額として、その5割とし、対象経費は、当該事業に必要な「報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役員費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金」であった。

オ 都は、令和4年7月27日、本件契約1に基づき法人Aが都に対し提出した事業計画書（以下「本件事業計画書1」という。）、本件契約2に基づき法人Bが都に対し提出した事業計画書（以下「本件事業計画書2」という。）、本件契約3に基づき法人Cが都に対し提出した事業計画書（以下「本件事業計画書3」という。）及び本件契約4に基づき法人Dが都に対し提出した事業計画書（以下「本件事業計画書4」という。）について、適正と認め、それぞれ承認をした（4福保子育第1244号）。

カ 都は、令和4年8月3日付けで法人Aから金額を45, 578, 000円とする請求書、同日付けで法人Bから金額を45, 578, 000円とする請求書、同月2日付けで法人Cから金額を45, 578, 000円とする請求書、同月30日付けで法人Dから45, 578, 000円とする請求書の提出があり、本件各契約における年1回概算払により支払うこととした定めに沿って、本件各団体に対し、それぞれ45, 578, 000円を概算払することを決定し（4福保子育第1393号、4福保子育第1394号、4福保子育第1391号、4福保子育第1626号）、法人A、法人B及び法人Cに対し同月26日付けで、法人Dに対し同年9月14日付けで、同額をそれぞれ支出した（以下、本件各団体に対する支出を「本件各支出」という。）。

2 監査対象局の説明

陳述の内容

(1) 東京都若年被害女性等支援事業の概要

本事業の対象者である様々な困難を抱えた若年女性は、自ら悩みを抱え込み、

夜の繁華街に歩き犯罪に巻き込まれるリスクが高く、また、自らの意思で公的機関の相談支援を受けられないものが多いことから、従来のやり方では問題が顕在化しにくく、公的支援につながりづらい。このため、これらの活動にノウハウを有し、実際に実施している民間団体と密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行えるよう、平成30年度から国においてモデル事業が創設され、都においても本事業を実施することとしたものである。実施に当たっては、相談から居場所の確保、自立支援まで一貫して行うことで、様々な困難を抱えた若年女性に必要な支援につながられるよう取り組み、事業の対象者である若年女性一人ひとりに寄り添い、自立につなげていくことが重要である。

(2) 本請求に対する局の見解

(見解の要旨)

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

本事業を担う民間団体は、若年女性支援に関する専門的なノウハウや経験、確実な遂行能力が必要であり、価格競争を主旨とする指名競争入札では、それらを正当に評価することが困難であり適さないことから、地方自治法に基づく随意契約の要件を具備するものである。

本件契約は、地方自治法上の随意契約として、相手方との関係においても契約の有効性に影響を与えるものではなく、契約に基づき委託料を概算払したことは適法なものであり、都に損害が発生しているという事実はない。

したがって、本契約が違法無効であり、本件契約に基づき概算払した委託料の全額の返還を求めべきとする請求人の主張は当たらない。

ア 委託契約について

(ア) 法の定める要件の充足の有無を検討することなく、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

本来であれば行うべきであった令167条の2第1項の要件の充足の有無を検討することなく、随意契約により、本件各委託契約を本件4団体と締結したものと見ざるを得ず、法234条2項の規定を無視して委託契約を締結することは、同法に違反して契約を締結することとなる恐れを有するものであり、法2条16項前段、232条の3、234条の2項又はこれらの規定の趣旨に反し、違法であるか、少なくとも不当である。

(見解)
 本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。本事業を担う民間団体には若年女性支援に関する専門的なノウハウや経験、アウトリーチから自立支援までの一連の遂行能力が必要であることは当然である。従って、価格競争を主旨とする指名競争入札では、それらを正当に評価することが困難であり適さないことから、地方自治法に基づく随意契約の要件を具備するものである。また、令和3年度は、令和3年3月に本事業を担い得る民間団体を事業者として公募し、申し込みのあった6つの事業者について、令和3年3月に外部委員を含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において、企画提案方式により審査し、4事業者を選定した。

若年女性支援においては、支援対象者をアウトリーチから居場所の確保、自立支援まで、支援対象者との信頼関係を一つひとつ醸成しながら支援することが必要であることから、令和4年度は、合議制の受託事業者評価委員会において、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施できるかなどの観点から、事業の実施状況を確認した上で、今後の事業実施を行っていくに相応しいか事業者の適格性を審議し、適格とされたため、随意契約を行ったものである。

これらのことから、地方自治法上の随意契約として有効に成立している。本件契約は、国が定める補助要綱の規定に基づき実施することが求められており、国の補助要綱及び東京都予算に基づき、仕様書において一事業者あたりの契約の上限額を設定しているものであり、事業の実施を踏まえて委託料を確定し支払うものとしている。また、仕様書において、受託者は事業計画書を作成し、都の承認を得ることと定めている。この事業計画書において、事業所要額の記載を求めており、これを確認している。

以上のことから、随意契約に必要な契約事務手続きを実質的に踏まえているものである。

当局において「公法上の契約に類した契約」としている契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、契約の締結に当たっては、事業の目的や内容、性質等を考慮した上で、専門性を有する事業所管部署において事務処理を行うこととしているものである。東京都庁内の契約事務手続き上の

課題はあったが、本件契約は相手方との関係においては有効な契約として成立しているものであり、違法との指摘は当たらない。なお、これらの課題については、令和4年度内に事務手続きの適正化を図り、対応済みである。

従って、本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであり、相手方との関係においても有効な契約として成立し、履行されているものであり、違法、不当とする指摘は当たらない。

(イ) 法の規定に違反して、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

都が支援事業を委託するに足る団体が本件4団体以外にも存在したものと考えられるなど、本件委託契約の本件4団体との締結は、契約担当者の合理的な裁量に基づくものではなく、都は令167条の2第1項第2号の場合に当たらないにもかかわらず、本件各委託契約を随意契約により本件4団体と締結したものであり、これは法234条2項に違反する。

(見解)

本件委託契約は、若年被害女性の支援に関する専門的なノウハウや経験、確実な遂行能力を具備していることに加え、事業の特性から支援対象者をアウトリーチから信頼関係を築きながら継続的に支援することが必要である。価格競争により事業者を決定する指名競争入札等では、それらを正当に評価することが困難であり適さないことから、地方自治法に基づく随意契約の要件を具備するものである。

令和3年度は、令和3年3月に事業者を公募し、申し込みのあった6つの事業者について、令和3年3月に外部委員を含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において、企画提案方式により審査し、4事業者を選定した。

令和4年度については、外部有識者を入れた受託事業者評価委員会において、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施しているか、団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか、行政の各支援機関等と連携協力しながら実施しているか、などの観点から、4団体について、事業の履行状況及び適格性を審議し、受託事業者として適格と判断した。

なお、困難ケースの増加などの実態がある中で、令和4年度の事業費は相

議対応の質の向上やより安全・安心な居場所の提供に向けて、国の概算要求での動きに合わせて都としても所要の経費を増額し、予算措置されたものである。若年女性支援の事業の充実・強化を目的として経費の増額を行ったものであり、都の利益の増進に資するものと考えている。

これらのことから、本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。また、相手方との関係においても有効な契約として成立し、履行されているものであり、違法との指摘は当たらない。

(ウ) 都自身の定めた本件要領に違反して、随意契約により本件各委託契約を締結したことについて

本件要綱8項に基づき定められた本件要領3項では、都が本件要綱2項に基づき支援事業の一部を委託する民間団体は「別途公募によって選定する」旨定めているところ、都は令和4年度の支援事業の委託先を公募によらず、前年度の委託実績のみにより選定しており、本件要領の上記規定への違反があり、違法であるか少なくとも不当である。

(見解)

令和3年度は本要領第3項に基づき、本事業を担い得る民間団体を公募により事業者として選定している。令和3年3月に事業者を公募し、申込みのあった6つの事業者について、令和3年3月に外部委員を含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において、企画提案方式により審査し、4事業者を選定した。

令和4年度については、外部有識者を入れた受託事業者評価委員会において、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施しているか、団体の強み・特徴等を活かして支援を行っているか、行政の各支援機関等と連携協力しながら実施しているか、などの観点から、4団体について、事業の履行状況及び適格性を審議し、受託事業者として適格と判断した。

また、支援対象者とのアウトリーチから信頼関係を一つひとつ築き上げながら、自立につなげていく必要がある、このような事業の特性から、継続性を考慮し、令和3年度に委託した4事業者に継続して委託したものである。

イ 概算払について

(ア) 無効な本件各委託契約に基づき委託料の概算払をしたことについて

本件各委託契約は、法234条第2項の規定に違反して随意契約により本件4団体と締結されている。

これらの委託契約は、本件4団体の請求を受けて委託料の上限額である4,557万8,000円を概算払することを前提とし、実際にこの概算払が行われていること等から明らかなとおり、本件4団体に不当な利益を与えるため締結したものである。

本件各委託契約は無効であり、都は、同契約に基づき本件4団体に委託料を支払う債務を負わない。

したがって、都が本件各委託契約に基づいて本件4団体に対して行った各4,557万8,000円の概算払は、違法である。

(見解)

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

本事業は、民間団体が持つ若年女性支援に関する専門的なノウハウや経験、アウトリーチから自立支援までの一連の遂行能力が必要であり、価格競争を主旨とする指名競争入札では、それらを正当に評価することが困難であり適さないことから、地方自治法に基づく随意契約の要件を具備するものである。

令和3年度は、令和3年3月に事業者を公募し、申込みのあった6つの事業者について、令和3年3月に外部委員を含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において、企画提案方式により審査し、4事業者を選定した。

若年女性支援においては、支援対象者をアウトリーチから居場所の確保、自立支援まで支援することが必要であることから、令和4年度は合議制の受託事業者評価委員会において、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施できるかなどの観点から、事業の実施状況を確認した上で、今後の事業実施を行っていくに相応しいか事業者の適格性を審議し、適格とされたため、随意契約を行ったものである。

これらのことから、地方自治法上の随意契約として有効に成立している。加えて、相手方との関係においても契約の有効性に影響を与えるものではないと認識している。

また、概算払については、仕様書でも明記されており、法令、規則に基づ

き適正に処理を行っている。

(イ) 法の定める要件の充足の有無を検討することなく、委託料の概算払いをしたことについて

都が概算払をすることができるのは、令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号に掲げる経費に限られる。しかるところ、都は、令和4年度の支援事業の委託契約を締結しようとするに当たり、委託料の概算払の前提となる令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号の要件を充足の確認をしないまま、委託料を概算払することを内容とする令和4年度仕様書を作成し、これに基づいて本件各委託契約を締結したことがうかがわれる。

また、少子社会対策部長は、本件各委託契約を本件4団体と締結することを決定するに当たり、「公法上の契約に類した契約」として締結することにより、法232条の5第2項の制限を受けずに委託料を概算払することができると考えていたことがうかがわれる。

そうすると、都は、本来ならば行うべきであった令162条各号、東京都会計事務規則83条1項各号の要件の充足の有無を検討することなく、本件各委託契約に基づく4団体への委託料の概算払を行ったと見ざるを得ない。

上記のように法232条の5第2項の規定を無視して概算払をすることは、法2条16項前段、232条の3、234条2項又はこれらの規定の趣旨に反し、違法であるか、少なくとも不当である。

(見解)

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

事業を構築する中で、本事業を受託することができると想定されている事業者の中には、非営利法人など、財政基盤が十分でない事業者もおり、事業者からは、概算払でないと経費の支払が困難であるとの意見があった。

そのため、令和3年度を受託事業者の公募に当たり公表した仕様書(案)においては、こうした事業者も参加できるよう、委託料を年1回概算払により支払うことについて明示した。

令和3年度の契約に当たり、外部委員も含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において若年被害女性等支援の実績・ノウハウを十分有しているか、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施

できるかなどの観点から、4事業者を選定した。その際、応募事業者から提出された決算関係書類も合わせて確認している。

令和4年度の委託についても、同様の考え方により、仕様書において、委託料を年1回概算払により支払うことを明示した。さらに、仕様書の規定に基づき、四半期ごとに実施状況報告書の提出により、事業の進捗状況を明らかにしている。

従って、法令、規則に基づき、概算払を適正に行い、現在、精算手続きに入っているところであり、都に損害が発生しているという事実はない。

こうしたことから、当該概算払が違法、不当とする主張は当たらない。

(ウ) 法の規定に違反して、委託料の概算払をしたことについて

支援事業の実施に要する経費には、「事務、事業の用に供する土地、家屋又は物件の購入代金」(東京都会計事務規則83条1項11号)のように、都が概算払をすることのできる経費も含まれ得る。

もつとも、都は、本件4団体の請求に応じて、使途を明らかにさせることなく、委託料の上限である各4,557万8,000円の概算払を行っているところ、この概算払の全部が適法であるためには、この委託料の全部が「概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの」(東京都会計事務規則83条1項13号)に該当しなければならぬ。

上記「会計管理者が別に定めるもの」は、(1)「委託先が、公益法人等の信頼における団体であると局長又は所長がみとめるものであって、概算払による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切な会計処理ができること」、(2)「委託先においては、概算払による資金を受けなければ、当該受託事業の実施が明らかに困難であると認められること」のいずれをも満たすものの中から、局長又は所長が概算払の必要性を認めるものとされている(10出給第2050号)。

しかるところ、本件4団体は、令和2年頃の計算書類からうかがわれる財務状況によると、令和4年度当時、少なくとも上記(2)の要件をみたしていなかったことが強くうかがわれる。

したがって、本件各契約に基づいてされた本件4団体に対する概算払は、法232条の5第2項、令162条、東京都会計事務規則83条1項に違反する違法なものである。

(見解) ※再掲

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

事業を構築する中で、本事業を受託することができると想定されている事業者の中には、非営利法人など、財政基盤が十分でない事業者もあり、事業者からは、概算払でない経費の支払が困難であるとの意見があった。

そのため、令和3年度の受託事業者の公募に当たり公表した仕様書(案)においては、こうした事業者も参加できるよう、委託料を年1回概算払により支払うことについて明示した。

令和3年度の契約に当たり、外部委員も含めた「東京都若年被害女性等支援事業委託先選定委員会」において、若年被害女性等支援の実績・ノウハウを十分有しているか、本事業の目的及び期待される効果を十分に理解して事業を実施できるかなどの観点から、審査を行い、4事業者を選定した。その際、応募事業者から提出された決算関係書類も合わせて確認している。

令和4年度の委託についても、同様の考え方により、仕様書において、委託料を年1回概算払により支払うことを明示した。さらに、仕様書の規定に基づき、四半期ごとに実施状況報告書の提出により、事業の進捗状況を明らかにしている。

従って、法令、規則に基づき、概算払を適正に行い、現在、精算手続きに入っているところであり、都に損害が発生しているという事実はない。

こうしたことから、当該概算払が違法、不当とする主張は当たらない。

主張補充書(2)

ア 本件各契約の締結は法令に違反すること

都を当事者とする契約を締結権限は都知事が有し(法147条)、都知事の委任がある場合に限り、その管理に属する行政庁がこれを行使する(法154条2項)。令和4年度の支援事業に係る本件各委託契約を福祉保健局長が締結するためには、その委託料の上限額が1000万円以上であることから東京都契約事務の委任等に関する規則3条2号に該当しない限り、財務局長を経て都知事に申請し、その委任を個別的に受ける必要があった(同規則13条)が、これを受けていなかったとのことである。本件各委託契約の締結が違法であり、

その効力が都に帰属しないことは、これに基づく委託料の概算払の違法又は不当と相まって、本件4団体に対し、概算払した委託料の返還を直ちに請求すべき事情になる。

(見解)

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。また、契約事務手続きに課題はあったものの、相手方との関係においても契約は有効に成立している。

なお、契約に係る委任の手續については、東京都契約事務の委任等に関する規則第13条において、各局の事業に密接に関連し、その専門性から契約事務の適正・円滑な処理のため、事業所管局で事務処理を行うことが適当な契約と判断される場合には、個別に権限の委任を受けることができるとされている。本契約は契約相手方の決定に当たって、民間団体が持つ若年女性支援のため

のノウハウや遂行能力を、事務事業を熟知している局において専門的観点から選定することが合理的であり、事業の性質から個別委任の必要性が認められる契約であることから、実質的な委任の要件を満たしているものである。

加えて、令和4年度内に福祉保健局内の事務手続きの適正化を図っており、既に対応済みである。契約に係る委任の手續についても、個別に申請し、事後的に既に追認を得ている。

よって、本件契約は相手方との関係においても有効な契約として成立しているものであり、違法との指摘は当たらない。

こうしたことから、請求人の主張する、本件委託契約の締結が違法で、契約の効力が都に帰属しないと、委託料の概算払が違法又は不当であり、概算払した委託料の返還を直ちに請求すべき事情になるという指摘は当たらない。

イ 本件4団体は、令和3年度の子算の上限額(2600万円)の範囲内で令和4年度の支援事業を実施することができたこと

本件4団体は、令和3年度には事業所要額を2600万円として支援事業を行ったが、令和4年度には事業所要額を4557万8000円とする事業計画書を提出し、同額を都に請求してその概算払を受けた。

本件4団体は、その財務状況に照らし、令和4年度当時、同年度の支援事業に係る本件各委託契約について、「概算払いによる資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められる」状況にはなかった。

仮にそうでないとしても、本件4団体は、令和3年度の支援事業を2600万円の手算で実施しているものであるから、令和4年度の支援事業についても令和3年度のものと同程度の規模とすることにより、同額の手算で実施をすることができたはずである。

そうすると、本件4団体は、2600万円の手算を受けけることにより、令和4年度の支援事業を実施することが可能であり、4557万8000円の手算を受けなければ「委託事業の実施が明らかに困難であると認められる」とはいえなかったこととなる。

よって、本件4団体のそれぞれにつき、少なくとも、上記4557万8000円の手算のうち2600万円を超える部分(1957万8000円)は、法232条の5第2項、令162条、東京都会計事務規則83条1項に違反し、違法である。

(見解)

事業を構築する中で、本事業を受託することができると想定されている事業者の中には、非営利法人など、財政基盤が十分でない事業者もおり、事業者からは、概算払でない経費の支払が困難であるとの意見があった。

そのため、令和3年度の受託事業者の公募に当たり公表した仕様書(案)において、こうした事業者も参加できるよう、委託料を年1回概算払いにより支払うことについて明示した。

令和4年度の委託についても、同様の考え方により、仕様書において、委託料を年1回概算払により支払うことを明示した。

本事業の令和4年度手算については、相談者の増加や困難ケースの増加などの実態がある中で、国の概算要求において、「職員の研修機会確保のための代替職員雇上げ経費」「居場所における生活支援員の増員や警備体制の確保」などの経費を増額し、若年被害女性に対する支援を充実・強化することを目的としたものである。これを踏まえ、団体からのヒアリングなども行い、都としても、事業を取り巻く状況を勘案し、所要の経費を増額し、一層の事業の充実を図っている。

都は、この手算に基づき、令和4年度、1事業者当たり4557万8000円を上限に委託契約を各事業者と締結し、概算払にて当該委託料を支払った。 監査委員は、法242条4項に基づき報告を行うこと 本件各委託契約に基づき概算払は違法である。

現在の都の規則は、概算払の精算の際に領収書等の支出の事実及びその趣旨を明らかにする客観的資料の提出を求めている。そのため、本件各委託契約に基づき概算払を有効なものとして精算を行った場合、実際には支出されておらず、又は、支出されていたとしても令和4年度の支援事業の実施に必要ではなかった経費が、誤って、同事業の経費と認められるおそれがある。

上記精算が行われた場合、本件4団体に概算払された金銭のうち令和4年度の支援事業の経費と認められた額につき、都に返還する義務がないとの外観が生ずることから、当該額の金銭が他の団体等に流出し、都が、監査委員の報告又は住民訴訟によっても、その返還を求めることができなくなるおそれがある。そのため、上記精算により、都は、回復の困難な損害が生ずるおそれがある。

しかるところ、令和4年度の支援事業は既に終了しており、上記概算払が有効であるとした場合の精算の権限を都知事から委任された福祉保健局長又はこの精算に関する事案を決定するものとされた育成支援課長により、いつ何時上記精算が行われ、上記回復の困難な損害が都に生ずるおそれがある。

よって、上記回復の困難な損害を避けるための緊急の必要があるから、監査委員は、法242条4項に基づき、本件各委託契約に基づき委託料の概算払についての精算を停止すべきことを、都知事、福祉保健局長及び育成支援課長に報告すべきである。

(見解)

令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書において、受託者の責務として、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存し、常に計理状況を明らかにしなければならないと定めるとともに、都は、受託者が行う事業に疑義が生じた場合に、本事業の実施状況等について説明又は報告を求め、必要に応じて、関係帳簿等の検査を行うこととしている。

また、四半期に一度の実施状況報告の確認や関係機関連携会議での確認により、事業の状況を全体として確認するとともに、精算時には会計面の確認を行っており、請求人の主張は当たらない。

なお、現在、精算手続きに入っているとされており、返還を求める必要はない。

(3) 結論

本件契約は、地方自治法第234条に基づく随意契約であり、地方自治法施

行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

本事業を担う民間団体は、若年女性支援に関する専門的なノウハウや経験、確実な遂行能力が必要であり、価格競争を主旨とする指名競争入札では、それらを正当に評価することが困難であり適さないことから、地方自治法に基づき随意契約の要件を具備するものである。

本件契約は、地方自治法上の随意契約として相手方との関係においても契約の有効性に影響を与えるものではなく、契約に基づき委託料を概算したこととは適法なものであり、都に損害が発生しているという事実はない。

したがって、本契約が違法無効であり、本件契約に基づき概算した委託料の全額の返還を求めるべきとする請求人の主張は当たらない。

3 判断

本件請求において請求人は、本件各契約の締結及びこれに基づく委託料の概算が違法又は不当であるとして、本件各団体に対する委託料の返還請求等の必要な措置を求めている。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局からの説明聴取、請求人の陳述及び提出のあった証拠書類等に基づき、次のように判断する。

(1) 本件各契約が随意契約により締結されたことについて

ア 本件請求において請求人は、本件各契約について、本件事業の特殊性、専門性等から相応の資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定する必要があり、契約金額の大小によって受託者を決することは必ずしも適当とは言えないとした上で、そのような相手方が本件各団体に限られていたとは考え難く、随意契約以外の契約方式でも不誠実な者を排除することは可能であったこと、随意契約により契約を締結する場合に行うべきとされる予定価格の決定及び見積書の徴取を行っていないこと、職員Aが本件各団体と癒着し不当な利益を与えるためにしたものであることなど、監査対象局が本件各契約を公法上の契約に類した契約として取り扱うことなどによって、法令に定められた要件の充足を検討することなく随意契約に及んだという違法、不当があり、本件各契約は無効であると主張する。

イ 請求人の指摘する公法上の契約に類した契約について、請求人から提出のあった証拠資料(証拠書面6「令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託契

約の締結について)についてみると、当該文書は都の作成した文書であるところ、「本事業については、国の「若年被害女性等支援事業実施要綱」の第2において、「実施主体(都道府県)は事業の一部について年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等に委託等することができる」とされていることから、本件契約は公法上の契約に類した契約として締結する」との記載が認められる。

そこで、当該文書に記載の公法上の契約の定義について、都の契約事務を総括する財務局から意見聴取したところ、公法上の契約とは、都の契約制度において定義されているものではないが、一般に、公法上の効果の発生を目的とする契約をいい、多くの場合において、各法令で、それぞれの拠るべき基準や手続等が定められているものと言われており、監査対象局においては、「地方自治法第234条に基づく契約であるものの、国の定める基準について全国一律の内容で契約することが求められる契約」を「公法上の契約に類する契約」と称していると聞いているということであった。

本件各契約は、都が、国通知に準じて実施要綱を定めて実施するものであり、様々な困難を抱えた若年女性の自立の支援に資することを目的とする事業に係るものであることからすれば、公共性の高い内容を含むものであるが、本件事業に係る委託契約の締結方法については法令上特別の規定を置いておらず、本件事業の一部を私人に委託する契約自体は、契約の性質として私法上の契約と変わるところがないことから、本件各契約は法に定める随意契約等の契約諸規定の適用を受けるものと解される。

ウ 随意契約は、法第234条第1項に定めがあり、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、同条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」としている。「政令で定める場合」として、同法施行令第167条の2第1項第2号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としている。

ここで、同施行令で規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、最高裁判所昭和62年3月20日判決において、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定

多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を機性にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながるると合理的に判断される場合も同項一号（注：現行法では第二号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘察し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示しており、随意契約の締結は行政の裁量の行為であると解され、その裁量権に逸脱又は濫用がなければ、法令に反することにはならないと解される。

そこで、本件各契約の締結方法についてみると、本件事業の効果的な実施のためには、深夜の繁華街を徘徊する若年女性への声掛けや相談、若年被害女性等が安心、安全に過ごせる居場所の提供、困難を抱える女性を必要な支援になぐための公的機関との連携等、多岐にわたる若年女性支援のためのノウハウが必要であるとの監査対象局の説明は首肯できるものである。そして、このような事業の委託先となる民間団体には、専門的なノウハウや経験、確実な遂行能力が必要であり、価格競争を主とする競争入札で正当に評価することが困難であるとして、令和3年度は企画提案方式により選定した事業者と契約を締結し、さらに、令和4年度はアウトリーチによって支援対象者と信頼関係を築きながら対象者の自立につなげていく必要がある点は見当たらず、その裁量権を逸脱又は濫用しているものとは認められない。そして、請求人の主張する令和4年度の契約当時に本件各団体の他に本件事業の受託者として適切とされる団体の存在についての具体的な主張や陳明は本件請求からは認められることができないことから、本件各契約が無効であるとする請求人の主張は妥当でない。

エ 次に、随意契約により締結する場合に行うべきとされる予定価格の決定及び見積書の徴取をしていないとの主張について、請求人の指摘のとおり、監査対

象局において当該決定や当該徴取をした形跡は見当たらないが、監査対象局の説明によれば、本件各契約は、国の若年被害女性等の予算等を踏まえ1団体当たりの委託料上限額を決定したこと、及び本件事業計画書1ないし4の提出により事業所要額の確認をしているとのことであった。

また、昭和62年5月19日最高裁判決において「随意契約によることができる場合として前記令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記法及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である」とされており、内部的な意思決定過程における手続上の不備があつたとしても、そのことよって当然に契約の効力が無効になるとは解し難く、請求人の主張は妥当でない。

オ また、職員Xが本件各団体と癒着し不当な利益を与えるために締結したものであるとの請求人の主張については、何らかの具体的な事実に基づくものとは認められず、憶測に基づくものであつて、採用できない。

(2) 都規則等に関する主張について

ア 本件実施要綱に関する主張について

請求人から提出のあつた証拠資料（証拠書面3（東京都若年被害女性等支援事業実施要領（令和3年2月22日2福保子育第2979号。以下「本件要領」という。）は、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（令和3年2月22日2福保子育第2938号。以下「令和3年実施要綱」という。）の実施に際して、同要綱第8項（「本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める」との規定。以下「本件第8項」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的として令和3年2月22日から施行された都作成の文書であるところ、本件要領第3項には「都が要綱第2に基づき委託する民間団体は、別途公募によって選定する」と規定されているにもかかわらず、令和4年度の本件事業の委託先について別途公募によらず本件各団体を選定したことは、本件要領第3項に反し違法又は不当である旨主張する。

このことについて、監査対象局の説明によれば、本件要領に記載の要綱とは文理上、令和3年実施要綱を指すものである。そして、令和3年実施要綱は令和3年5月31日付3福保子育第611号及び令和4年4月6日付4福保子

育第57号によって改正されており、令和4年度の本件事業の委託については改正後の要綱（本件実施要綱）が適用されることになるから、令和4年度の本件各契約については本件要領の適用はないとのことであった。

この説明によると、本件要領を廃止した形跡がないため誤解を招く事務処理であるが、本件実施要綱第7項には「本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。」と規定されているところ、当該規定に基づき令和4年度における本件事業の委託契約の方法を定めたものはない。そして、令和4年度はアウトリーチによって支援対象者と信頼関係を築きながら対象者の自立につなげていく必要があり継続性が必要であるとして、本件各団体と契約を締結したことが認められることから、令和4年度の本件事業の実施に当たり、本来改廃すべき本件要領の文言に沿わないことを理由に、本件各契約を違法、不当とすることはできない。

イ 都規則に関する主張について

本件請求において、請求人は、本件各契約の契約金額はそれぞれ45,578,000円であり、本件各契約を有効に締結するためには、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年4月1日東京都規則第130号。以下「本件委任規則」という。）第3条第2項第1号及び第13条に基づき監査対象局の局長が財務局長を経て知事に申請しその委任を受ける必要があるにもかかわらず、その委任を受けておらず、本件各契約の効力が都に帰属すると考えるべき理由がない旨主張する。

請求人から提出のあった証拠資料（証拠書面6「令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約の締結について」）は、本件各契約において都の委託先団体を決定した都の作成した文書であるところ、請求人が指摘するとおり、本件各契約の締結に関する決定を監査対象局の部長が行っていたことが認められ、本件各契約の締結の決定に当たり、本件委任規則に基づいて知事に申請してその委任を受けた形跡が見当たらない。

本件委任規則第13条に基づく個別的委任について、都の契約事務を総括する財務局から意見聴取したところ、個別的委任は、知事の権限に属する契約のうち、各局の事業に密接に関連し、その専門性から契約事務の適正・円滑な処理のために、各局で行うことが適当な契約等について、各局からの申請により財務局において知事の権限の委任の手続を行っているとのことであった。

したがって、本件各契約の締結に関する決定は、監査対象局の局長が本件委

任規則第13条に基づき知事からの当該契約事務の委任を受ける必要があるところ、これがなく行われたものであるから、請求人の主張のとおり必要な手続を欠いたものと言わざるを得ない。

ところで、本件各契約は、民間団体が有する若年女性支援のためのノウハウや遂行力を、事務事業を所管する監査対象局において専門的観点から選定することが合理的であり、事業の性質から個別的委任の必要性が認められる契約であったとの監査対象局の説明に特段不合理な点は認められず、監査対象局が本件委任規則第13条に基づき申請をすれば特段の事情のない限り委任が行われる性質のものと考えられる。そして、前掲昭和62年5月19日最高裁判決の趣旨に加え、今般の監査において、監査対象局の局長より財務局長を経て知事に申請し、本件各契約に関する事務の委任を受けたことが認められ、請求人が主張する本件各契約の締結に関する無効事由は「その態様からみて、本人から十分な授權を受けなかった無権代理行為と同質のものであるところ、無権代理行為については本人が追認することによって有効なものとなる」（平成15年3月26日東京地方裁判所判決）と解されるから、事後ではあるが委任の手続が行われた本件各契約は有効であり、これに基づく本件各支出も有効であると解される。

したがって、請求人の指摘する都規則に違反していることを根拠として本件各団体に対して本件各委託料の返還請求をするべきとする請求人の主張には理由がない。

(3) 本件各契約に基づき委託料を概算したことについて

本件請求において請求人は、本件各団体の計算書類を証拠書類として提出し、令和4年度当時、本件各団体は、概算払により本件各委託料を受けなくても本件事業の実施ができたはずである、あるいは令和3年度の委託金額（26,000千円）で十分であったのであるから本件各委託料の全額を概算払により受けなくても本件事業の実施ができたはずであるから、都は、いったん本件各委託料の全額返還を受けて、領収書等の客観的資料に基づいた支出の事実を確認することができる経費に限り、公金の支出を行うべきであると主張する。

概算払とはその支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、その要件としては、債務関係が発生しているが履行期が未到来であること、債務金額が確定していないことが挙げられる。概算払は債務金額の確定前にされる支出であるから、その性質上事後において必ず精算を行い、過渡しについては

返納を、不足については追加支払いをすることを本質とするものである。法第232条の5第2項、同施行令第162条第6号によれば、「経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」については概算が認められており、これを受けて都では、東京都会計事務規則(昭和39年3月31日東京都規則第88号)第83条において概算を定め、同条第1項第13号において「概算により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの」とは、「概算により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で、次の条件のいずれをも満たすもののうちから局長又は所長が概算の必要性を認めるもの」であり、「委託先が、公益法人等の信頼のおける団体であると局長又は所長が認めるものであって、概算による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切な会計処理を行うことができること」「委託先においては、概算による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められること」の条件を満たすものとされている。

このことについて、本件各団体については公益法人等の信頼のおける団体であると監査対象局が認めたものであり、また、委託料の確定前ほどの程度の概算をすることが許容されるかについて法令上格別の規定はなく、本件のように確定前に全額に相当する概算をすることを禁止する規定は存在しない。

そして、監査対象局の説明によれば、本事業を構築する中で本事業を受託することができると想定された事業者の中には、非営利法人等、財政基盤が十分でない事業者もあり、概算ではないと経費の支払が困難であるとの意見があり、令和3年度の受託事業者の公募に当たっては、委託料を年1回概算により支払うことを明記した仕様書案を公表したとの経緯があったとのことである。令和4年度の委託については、相談者の増加や困難ケースの増加などの実態がある中で、若年被害女性に対する支援の充実や強化を目的として、職員の研修機会確保のための代替職員雇上げ経費、居場所における生活支援員の増員や警備体制の確保などの経費を増額し、団体からのヒアリングなどを踏まえ、令和3年度に引き続き仕様書において委託料を年1回概算により支払うことを明示したことである。また、本件各団体は、いずれも人件費の占める割合が高く、家賃など第1四半期から事業を実施するための資金が必要になること、一方、本件各団体の収入

は会費や寄付金、書籍の販売など安定的な収入が見込むことができないとして、本件各団体の決算報告書などそれぞれの状況を勘案して、本件各団体について概算が必要であるとの判断をしたとのことである。

上記監査対象局の説明を踏まえると、本件監査において、監査対象局が本件各委託料を一律に概算としたことの意味決定過程を示した記録は見当たらず、事後的検証が困難であることは否めないが、本件事業をその目的に沿って着実に遂行するためには、請求人が主張するようにその額をあらかじめ査定して一定の範囲にとどめることは、本件各団体の諸活動を資金面で制限してしまう懸念もあることから、必ずしも望ましいものとは言えず、上記監査対象局の説明を不合理とすることはできない。したがって、本件各委託料の返還を求める主張に理由があるとすることはできない。

なお、請求人は、本件各委託料の概算について精算行為が行われた場合、住民訴訟によっても回復困難な損害が生ずるおそれがあるとして、法第242条第4項に基づき、当該精算行為の停止の催告を求めている。同項に基づく措置は、監査の結果が確定する以前の暫定的な措置であり、監査の手続が終了するまでの間、監査委員がその職権で行うことができるものであるが、本件請求時には既に本件各委託料は概算によりその上限額が支出されており、請求人の主張するように公金が逸出することがあったとしても、その後、都は適正な精算や返還請求を行うことができるのであるから損害の回復が困難であるとは言えず、同条同項に定める催告の要件である「当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要」があるとは認められず、当該精算行為を停止すべき催告は行わないこととした。

4 結論

(1) 結論

前記「3判断」より、本件各契約の締結及びこれに基づく委託料の概算に違法又は不当な点は認められず、本件各団体に対する委託料の返還請求等を求める請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

ア 本件各契約において本件委任規則に基づく委任手続を経していなかったことや、本件事業に係る事務処理のルールを定めた規程類の整備が不十分であったことなどは、都民に誤解を生じさせ得ることは事実であるから、監査対象局は、

今後は、このようなことが生じないよう法令や規則に則った手続の遵守や必要な規程類の改廃など事務処理を徹底することを求める。

イ 監査対象局は、地方公共団体が随意契約を締結することができるのはあくまで例外的な場合に限られるということを十分理解し、随意契約を締結する場合においては、その必要性、法令に定める要件に該当すること及び具体的な理由等の記録を残しておくことを求める。

ウ 監査対象局は、概算払が債務金額の確定前に概算をもって支出されるものであり、あくまで特例的なものであることを十分認識し、法令等に基づき概算払のできる経費であることが明らかとなるようにしておくことを求める。

(証書面)

- 1 東京都会計事務規則第83条第1項第13号の規定に基づく「出納長が別に定めるもの」について（10出総第2050号）
- 2 東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（令和3年2月22日付2福保子育第2938号）
- 3 東京都若年被害女性等支援事業実施要領（令和3年2月22日2福保子育第2979号）
- 4 若年被害女性等支援事業の実施について（令和3年4月28日付子発0428第2号）
- 5 令和3年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会の開催について（令和4年2月5日3福保子育第3028号）
- 6 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約の締結について（令和4年3月22日3福保子育第3648号）
- 7 法人A決算報告書（令和2年3月期）
- 8 令和4年4月1日付け委託契約書（法人A）
- 9 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託に係る委託料の概算払いについて（法人A）（令和4年8月3日付4福保子育第1393号）
- 10 令和4年8月17日付支出命令書（法人A）
- 11 法人B事業報告書（令和2年10月期）
- 12 令和4年4月1日付け委託契約書（法人B）
- 13 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託に係る委託料の概算払いについて（法人B）（令和4年8月3日4福保子育第1394号）
- 14 令和4年8月17日付支出命令書（法人B）
- 15 法人C活動計算書（令和元年度）
- 16 令和4年4月1日付け委託契約書（法人C）
- 17 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託に係る委託料の概算払いについて（法人C）（令和4年8月3日4福保子育第1391号）
- 18 令和4年8月17日付支出命令書（法人C）
- 19 法人D活動報告書（令和2年3月期）
- 20 令和4年4月1日付け委託契約書（法人D）
- 21 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託に係る委託料の概算払いについて（法人D）（令和4年8月30日福保子育第1626号）

- 2 2 令和4年9月2日付け支出命令書 (法人D)
- 2 3 法人A決算報告書 (令和3年3月期)
- 2 4 法人A決算報告書 (令和4年3月期)
- 2 5 法人B事業報告書 (令和3年10月期)
- 2 6 法人C事業報告書 (令和2年度)
- 2 7 法人C事業報告書 (令和3年度)
- 2 8 法人D貸借対照表 (令和3年3月度)
- 2 9 法人D貸借対照表 (令和4年3月度)
- 3 0 質問主意書
- 3 1 答弁書
- 3 2 令和3年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人A)
- 3 3 令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人A)
- 3 4 令和3年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人B)
- 3 5 令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人B)
- 3 6 令和3年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人C)
- 3 7 令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人C)
- 3 8 令和3年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人D)
- 3 9 令和4年度若年被害女性等支援事業に関する事業計画書 (法人D)
- 4 0 ニュース記事

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 七〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

